

「健康長寿・笑顔のまち・京都推進プラン」等の計画期間の延長について

1 「健康長寿・笑顔のまち・京都推進プラン」及び「京都市口腔保健推進実施計画」の期間延長について

(1) 現行の計画期間について

「健康長寿・笑顔のまち・京都推進プラン」（以下「市健康づくりプラン」という。）及び「京都市口腔保健推進実施計画」（以下「市口腔プラン」という。）は、平成30年度から令和4年度までの5年間となっております。

(2) 国プランに位置付けられる「国民健康づくり運動プラン」及び「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」の計画期間について

当該国プランの計画期間についても、令和4年度が終了年度となっておりますが、令和3年1月21日に開催された国民の健康増進などに関する重要事項を審議する地域保健健康増進栄養部会において、次期国プランは令和5年度春に公表するが、令和5年度を市町村等が健康増進計画を策定する期間とするために、現行プランを1年延長し、次期プランは令和6年度から開始することとされました。

(3) 方針案について

国プランと連動する現行の市健康づくりプラン及び市口腔プランの計画期間についても1年延長して、令和5年度末までとし、令和5年度中に次期プランを策定することで国のプランの方向性を反映したプランとしたいと考えております。

2 「健康長寿のまち・京都食育推進プラン」の期間延長について

(1) 現行の計画期間について

「健康長寿のまち・京都食育推進プラン」（以下「市食育プラン」という。）については、当初、平成28年度から令和2年度までの5年間の計画期間でしたが、市健康づくりプランの計画期間と合致させるとともに、国の次期食育推進基本計画（令和3年度～）の方向性を反映させるため、令和元年度の京都市民健康づくり推進会議食育推進部会の合意を経て、計画期間を延長し、現在、令和4年度までの7年間の計画期間としております。

(2) 方針案について

市食育プランについても、市健康づくりプランとの整合を図るという前回見直しの趣旨を踏まえ、現行の市食育プランをさらに1年延長することで令和5年度まで（8年間）とし、次期プランは令和6年度から開始したいと考えております。

なお、当初5年の計画期間が8年になることから、現行の市食育プランの数値目標に関しては、令和3年度に実施する健康づくりアンケート調査に食育に関する質問項目を追加のうえ、一体的に実施し、中間評価を行ってまいります。